

(参考様式)

農用地利用計画の変更内容

①農用地区域への編入

番号	大字	小字	地番	地目	面積(㎡)	編入後の用途区分	変更理由

②農用地区域からの除外

番号	大字	小字	地番	地目	面積(㎡)	除外前の用途区分	除外後の用途	変更理由
1	七栄	北新木戸	532-325の一部	畑	1,734	農地	都市計画道路	個別除外申出により、次の要件を満たしているため除外する。 富里市国土強靱化地域計画の対象路線であり、都市計画決定により告示をしていることから、他の土地をもって代えることが困難である(法13条2項一号) 地域計画は策定されておらず、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがない(同二号) 農地の端に位置しており、農地の利用上支障がない(同三号) 計画地及び周辺農用地を現に利用集積しておらず、今後も見込まれないなど、担い手に対する利用集積に支障を及ぼすおそれがない(第四号) 土地改良施設の機能に支障がない(同五号) 土地改良事業等は施行されていない(同六号)
2	七栄	北新木戸	532-326の一部	畑	280.34	農地	駐車場	個別除外申出により、次の要件を満たしているため除外する。 店舗用駐車場を所有している。この度、店舗用駐車場の土地が都市計画道路工事が行われるため、移転地は店舗隣接地でなければならない。他の土地で適当地がないことから必要かつ適当であり他の土地をもって代えることが困難である(法13条2項一号) 地域計画は策定されておらず、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがない(同二号) 農地の端に位置しており、農地の利用上支障がない(同三号) 計画地及び周辺農用地を現に利用集積しておらず、今後も見込まれないなど、担い手に対する利用集積に支障を及ぼすおそれがない(第四号) 土地改良施設の機能に支障がない(同五号) 土地改良事業後8年経過している(同六号)

③農用地区域内の用途区分の変更

番号	大字	小字	地番	面積(㎡)	変更前の用途区分	変更後の用途区分	変更理由

注) 法…農業振興地域の整備に関する法律
令…農業振興地域の整備に関する法律施行令
規則…農業振興地域の整備に関する法律施行規則

(参考様式)

農用地利用計画の変更内容

①農用地区域への編入

番号	大字	小字	地番	地目	面積(㎡)	編入後の用途区分	変更理由

②農用地区域からの除外

番号	大字	小字	地番	地目	面積(㎡)	除外前の用途区分	除外後の用途	変更理由
3	七栄	南内野	183-2 184-1	畑 畑	1,846 991	農地 農地	特定建築条件付売 買予定地	個別除外申出により、次の要件を満たしているため除外する。 計画地周辺は近年人気のあるエリアであり、物件の間合せや要望が多いことから特定建築条件付売買予定地にするもので、他の土地で適当地がないことから必要かつ適当であり他の土地をもって代えることが困難である(法13条2項一号) 地域計画は策定されておらず、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがない(同二号) 宅地等に接した農地の端に位置しており、農地の利用上支障がない(同三号) 計画地及び周辺農用地を現に利用集積しておらず、今後も見込まれないなど、担い手に対する利用集積に支障を及ぼすおそれがない(第四号) 土地改良施設の機能に支障がない(同五号) 土地改良事業等は施行されていない(同六号)
4	七栄	南内野	183-3	畑	3,652	農地	特定建築条件付売 買予定地・共同住宅	個別除外申出により、次の要件を満たしているため除外する。 計画地周辺は近年人気のあるエリアであり、物件の間合せや要望が多いことから特定建築条件付売買予定地・共同住宅にするもので、他の土地で適当地がないことから必要かつ適当であり他の土地をもって代えることが困難である(法13条2項一号) 地域計画は策定されておらず、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがない(同二号) 宅地等に接した農地の端に位置しており、農地の利用上支障がない(同三号) 計画地及び周辺農用地を現に利用集積しておらず、今後も見込まれないなど、担い手に対する利用集積に支障を及ぼすおそれがない(第四号) 土地改良施設の機能に支障がない(同五号) 土地改良事業等は施行されていない(同六号)

③農用地区域内の用途区分の変更

番号	大字	小字	地番	面積(㎡)	変更前の用途区分	変更後の用途区分	変更理由

注) 法・・・農業振興地域の整備に関する法律
令・・・農業振興地域の整備に関する法律施行令
規則・・・農業振興地域の整備に関する法律施行規則

(参考様式)

農用地利用計画の変更内容

①農用地区域への編入

番号	大字	小字	地番	地目	面積(㎡)	編入後の用途区分	変更理由

②農用地区域からの除外

番号	大字	小字	地番	地目	面積(㎡)	除外前の用途区分	除外後の用途	変更理由
5	七栄	南大溜袋	125-7の一部 125-8 125-11の一部 125-20の一部	畑 畑 畑 畑	193 1,071 965 2,021	農地 農地 農地 農地	特定建築条件付売買予定地	個別除外申出により、次の要件を満たしているため除外する。 計画地周辺は近年人気のあるエリアであり、物件の問合せや要望が多いことから特定建築条件付売買予定地にするもので、他の土地で適当地がないことから必要かつ適当であり他の土地をもって代えることが困難である(法13条2項一号) 地域計画区域外であり、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがない(同二号) 宅地等に接した農地の端に位置しており、農地の利用上支障がない(同三号) 計画地及び周辺農用地を現に利用集積しておらず、今後も見込まれないなど、担い手に対する利用集積に支障を及ぼすおそれがない(第四号) 土地改良施設の機能に支障がない(同五号) 土地改良事業等は施行されていない(同六号)

③農用地区域内の用途区分の変更

番号	大字	小字	地番	面積(㎡)	変更前の用途区分	変更後の用途区分	変更理由

注) 法…農業振興地域の整備に関する法律
令…農業振興地域の整備に関する法律施行令
規則…農業振興地域の整備に関する法律施行規則